

労働保険関係の電子申請未利用の事業主・社会保険労務士・労働保険事務組合の皆様へ

「労働保険電子申請利用促進相談員」

をご利用ください！

労働保険関係の手続きは、労働基準監督署・公共職業安定所・労働局の窓口書類を提出する方法以外にインターネットによる電子申請（※）で行うことが可能です。

（※電子申請とは、インターネットを用いて労働保険の各種手続きを行うことであり、総務省がインターネット上で運営する行政サービスの総合窓口（e-Gov）を通じて手続きを行うことです。）

電子申請利用促進相談員とは

□事業所等訪問による説明・相談等を行います。

労働保険電子申請利用促進相談員が、事業所を直接訪問し、電子申請導入のための準備（パソコンの環境設定等）や電子申請についての説明・相談を行います。

□説明・相談に係る費用は無料です。

山口労働局に所属する相談員が訪問しますので無料です。

□訪問後のフォローも行います。

事業所訪問後に新たに発生した疑問点等についても、お電話等でご案内します。

訪問を希望される場合は

「労働保険電子申請利用促進相談員」の訪問をご希望の方は、山口労働局総務部労働保険徴収室までお問い合わせください。

山口労働局総務部労働保険徴収室
〒753-8510 山口市中河原町 6-16
TEL:083-995-0366 FAX:083-995-0369

（相談日）
原則 毎週水・金曜日
9時～16時30分



山口労働局総務部労働保険徴収室